

【条例】東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十一号）

【規則】東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第百四十一号）

【要領】東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（二四福保高介第一八八二号）

条 例	規 則	要 領
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第五章 訪問リハビリテーション</p> <p>第一節 基本方針（第七十九条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第八十条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第八十一条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第八十二条—第八十八条）</p> <p>第十四章 雜則（第二百七十六条・第二百七十七条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第五章 訪問リハビリテーション（第十四条・第十四条の二）</p> <p>附則</p>	<p>介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づく「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十一号。以下、「居宅条例」という。）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第百四十一号。以下「居宅規則」という。）に、法第百十五条の四第一項及び第二項の規定に基づく「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」については、東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十二号。以下「予防条例」という。）及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第百四十二号。以下「予防規則」という。）により定めたところである。この要領は、居宅条例、居宅規則、予防条例及び予防規則の施行について必要な内容を定めるものとする。</p>
<p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号、第七十二条の二第一項各号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、東京都の区域（八王子市を除く区域をいう。）における指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十一号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第一 居宅条例及び予防条例の性格</p> <ol style="list-style-type: none"> 居宅条例及び予防条例は、指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。 指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの指定又は更新は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告

<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語</p>	<p>(用語)</p> <p>第二条 この規則において「常勤換算方法」とは、</p>	<p>を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかつたときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を探らなかつたときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を探るよう命令することができるものであること。また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従つた適正な運営ができくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき <ul style="list-style-type: none"> イ 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかつたとき ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき <p>3 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従つて事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとすること。</p> <p>4 特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであること。</p> <h4>第二 総論</h4> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業者指定の単位について <p>事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとする。ただし、同一法人に限り別に定める要件を満たす場合、この限りではない。</p> 2 用語の定義 <p>居宅条例第二条及び予防条例第二条におい</p>
---	--	--

<p>の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。</p> <p>二 指定居宅サービス事業者 法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。</p> <p>三 指定居宅サービス 法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。</p> <p>四 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る利用者が負担すべき対価をいう。</p> <p>五 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該費用の額）をいう。</p> <p>六 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合における当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。</p> <p>七 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。</p> <p>八 共生型居宅サービス 法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。</p>	<p>当該事業所の従業者の勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。</p>	<p>て、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれている用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。</p> <p>(1) 「常勤換算方法」</p> <p>当該指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所の従業者の勤務延時間の総数を、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数（週三二時間を下回る時間数を定められている場合は、週三二時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。</p> <p>この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受けの場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。</p> <p>ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条第一項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第二十三条第一項、同条第三項又は同法第二十四条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、三十時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、一として取り扱うことを可能とする。</p> <p>(2) 「勤務延時間数」</p> <p>勤務表上、当該居宅サービス事業又は介護予防サービス事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者一人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。</p> <p>(3) 「常勤」</p> <p>当該指定居宅サービス事業所又は介護予防サービス事業所における勤務時間が、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数（週三二時間を下回る時間数を定められている場合は、週三二時間を基本とする。）に達する勤務体制を定</p>
---	--	---

	<p>められていることをいう。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を週三〇時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられる管理者の職務については、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定訪問入浴介護事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定訪問入浴介護事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。</p> <p>指定通所リハビリテーション（一時間以上二時間未満に限る）又は指定介護予防通所リハビリテーションが、保険医療機関において医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料のいずれかを算定すべきリハビリテーションが同じ訓練室で実施されている場合に限り、専ら当該指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料のいずれかを算定すべきリハビリテーションに從事して差し支えない。ただし、当該従事者が指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションに従事していない時間帯については、居宅規則第二十八条第一項第二号又は第二項の従事者の員数及び厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示（第九十五号）の第二十四号の三の従業者の合計数に含めない。</p> <p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第二号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ず</p>
--	---

	<p>る休業」という。) を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。</p> <p>(4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」</p> <p>原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、通所介護及び通所リハビリテーションについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。</p> <p>(5) 「前年度の平均値」(居宅規則第三十一条第三項、第四十四条第二項、第五十七条第三項及び第六十一条第三項関係)</p> <p>① 居宅規則第三十一条第三項（指定短期入所生活介護に係る生活相談員、介護職員又は看護職員の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、第四十八条第三項（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であって介護療養型医療施設でない指定短期入所療養介護事業所における看護職員又は介護職員の員数を算定する場合の入院患者の数の算定方法）及び第五十七条第三項（指定特定施設における生活相談員、看護職員若しくは介護職員の人員並びに計画作成担当者の人員の標準を算定する場合の利用者の数の算定方法）における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第二位以下を切り上げるものとする。ただし、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護については、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を把握するものとする。</p> <p>② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設においては、新設又は増床分のベッドに関しては、前年度において一年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数等は、新設又は増床の時点から六月末満の間は、便宜上、ベッド数の九</p>
--	--

	<p>○%を利用者数等とし、新設又は増床の時点から六月以上一年未満の間は、直近の六月における全利用者等の延数を六月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から一年以上経過している場合は、直近一年間における全利用者等の延数を一年間の日数で除して得た数とする。また、減床の場合には、減床後の実績が三月以上あるときは、減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数とする。ただし、短期入所生活介護及び特定施設入居者生活介護については、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。</p> <p>3 指定居宅サービスと指定介護予防サービス等の一体的運営等について</p> <p>指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスに該当する各事業を行う者が、指定介護予防サービス等又は基準該当介護予防サービス等に該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの各事業と指定介護予防サービス等又は基準該当介護予防サービス等の各事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、介護予防における各基準を満たすことによって、基準を満たしているとみなすことができる等の取扱いを行うことができることとされたが、その意義は次のとおりである。</p> <p>例えば、訪問介護においては、指定居宅サービスにおいても、第一号訪問事業（指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。）においても、訪問介護員等を常勤換算方法で二・五人以上配置しなければならないとされているが、同じ事業所で一体的に運営している場合には、合わせて常勤換算方法で五人以上を置かなければならぬという趣旨ではなく、常勤換算方法で二・五人以上配置していることで、指定居宅サービスに該当する訪問介護も、第一号訪問事業も、双方の基準を満たすこととするという趣旨である。</p> <p>設備、備品についても同様であり、例えば、定員三〇人の指定通所介護事業所においては、機能訓練室の広さは $30\text{人} \times 3\text{m}^2 = 90\text{m}^2$ を確保する必要があるが、この三〇人に第一号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。）の利用者も含めて通算することにより、要介護者一五人、要支援者一人であっても、あるいは要介護者二〇人、要支援者一〇人の場合であっても、合計で九〇m²が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨である。</p> <p>要するに、人員についても、設備、備品についても、同一の事業所で一体的に運営する場合にあっては、例えば、従前から、指定居宅サービス事業を行っている者が、従来どおりの体制を確保していれば、指定介護予防サービス等の基準も同時に満たしていると見なすことがで</p>
--	--

<p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定居宅サービスの提供に努めなければならない。</p> <p>2 指定居宅サービス事業者は、地域との結び付きを重視した運営を行い、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>第五章 訪問リハビリテーション</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第七十九条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第八十条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。</p> <p>一 医師</p>	<p>第五章 訪問リハビリテーション</p> <p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第十四条 条例第八十条第一項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。</p> <p>一 医師 指定訪問リハビリテーションの提供</p>	<p>きるという趣旨である。</p> <p>なお、居宅サービスと介護予防サービスを同一の拠点において運営されている場合であっても、完全に体制を分離して行われており一体的に運営されているとは評価されない場合にあっては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。</p> <p>また、例えば、指定居宅サービスと緩和した基準による第一号訪問事業等を一体的に運営する場合には、緩和した基準による第一号訪問事業等については、区市町村がサービス内容等に応じて基準を定められるが、例えば、サービス提供責任者であれば、要介護者数で介護給付の基準を満たす必要があるので留意されたい。</p> <p>第三 介護サービス</p> <p>四 訪問リハビリテーション</p> <p>1 人員に関する基準（居宅条例第八十条）</p> <p>① 医師</p>
--	--	--

	に必要な一以上の数	<p>イ 専任の常勤医師が一人以上勤務していること。</p> <p>ロ 指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されているものについては、当該病院又は常勤医師との兼務で差し支えないものであること。</p> <p>ハ 指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院に常勤医師として勤務している場合は、常勤の要件として足るものであること。</p> <p>また、指定訪問リハビリテーション等を行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されている事業所において、指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該病院または当該診療所の常勤医師と兼務している場合でも、常勤の要件として足るものであること。</p> <p>② 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を適當数置かなければならない。</p>
二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一人以上	
2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第七十九条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第七十八条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第七十九条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。	2 前項第一号の医師は常勤でなければならない。	
第三節 設備に関する基準 (設備及び備品等)		<p>2 設備に関する基準</p> <p>(1) 居宅条例第八十一条は、指定訪問リハビリテーション事業所については、</p> <p>① 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であること。</p> <p>② 指定訪問リハビリテーションの事業の運営を行うために必要な広さ（利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース）を有する専用の区画を設けているこ</p>
第八十一条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院において、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。		
2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を		

<p>併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第八十条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。</p> <p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(運営規程)</p> <p>第八十二条 指定訪問リハビリテーション事業者は、各指定訪問リハビリテーション事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定訪問リハビリテーションの利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域（当該指定訪問リハビリテーション事業所が通常時に指定訪問リハビリテーションを提供する地域をいう。次条において同じ。） 六 虐待の防止のための措置に関する事項 七 その他運営に関する重要な事項 <p>(利用料等の受領)</p> <p>第八十三条 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定訪問リハビリテーション事業者は、前二項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行った場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。</p> <p>4 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、</p>	<p>と。なお、業務に支障がないときは、指定訪問リハビリテーションの事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとすること。</p> <p>③ 指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えていることとしたものである。</p> <p>(2) 設備及び備品等については、当該病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における診療用に備え付けられたものを使用することができるものである。</p> <p>3 運営に関する基準</p>	<p>(1) 利用料等の受領</p> <p>居宅条例第八十三条の規定は、指定訪問看護に係る居宅条例第七十条の規定と基本的に同趣旨であるため、第三の三の3の(2)を参照されたいこと。</p>
---	--	--

<p>あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針)</p> <p>第八十四条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行わなければならない。</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。</p> <p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第八十五条 指定訪問リハビリテーションの具体的な取扱いは、第七十九条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>一 医師の指示及び次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うとともに、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、指導又は説明を行うこと。</p> <p>二 常に利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切な指定訪問リハビリテーションを提供すること。</p> <p>三 利用者について、次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に従った指定訪問リハビリテーションの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告すること。</p> <p>四 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第百四十二条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。</p>		<p>(2) 指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針及び具体的取扱方針（居宅条例第八十四条及び第八十五条）</p> <p>① 指定訪問リハビリテーションは、利用者の心身の状態、生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治の医師との密接な連携のもとに訪問リハビリテーション計画に沿って行うこととしたものであること。</p> <p>② 指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、指定訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行うこと。</p> <p>③ 指定訪問リハビリテーションの提供については、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問リハビリテーション計画の修正を行い改善を図る等に努めなければならないものであること。</p> <p>④ 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的、具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備、療養上守るべき点及び療養上必要な目標等、療養上必要な事項について利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うこと。</p> <p>⑤ 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積むことを定めたものであること。</p> <p>⑥ 指定訪問リハビリテーションを行った際には、速やかに、指定訪問リハビリテーションを実施した要介護者等の氏名、実施日時、実施した訪問リハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録すること。</p> <p>⑦ 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達していること。</p> <p>⑧ リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案</p>
---	--	--

		<p>に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、介護予防・日常生活支援総合事業（法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下同じ。）のサービス担当者及び保健師等とすること。</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関する情報を当該構成員と共有するよう努めること。</p> <p>なお、リハビリテーション会議は、利用者及びその家族の参加を基本とするものであるが、家庭内暴力等によりその参加が望ましくない場合や、家族が遠方に住んでいる等によりやむを得ず参加できない場合は、必ずしもその参加を求めるものではないこと。</p> <p>また、リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由等により、構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報共有を図ること。</p> <p>リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この⑧において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>(3) 訪問リハビリテーション計画の作成（居宅条例第八十六条）</p> <p>① 訪問リハビリテーション計画は、指定訪問リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、利用者ごとに、利用者の心身の状態、生活環境を踏まえて作成することとしたものである。利用者の希望、リハビリテーションの目標及び方針、健康状態、リハビリテーション実施上の留意点、リハビリテーション終了の目安・時期等を記載する。なお、既に居宅サービス計画等が作成されている場合には、居宅サービス計画に沿って訪問リハビリテーション計画を立案すること。訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</p> <p>② 訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては①が原則であるが、指定訪問リハビリテーション事業所とは別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている患者であって、例外として、当該事</p>
2 リハビリテーション会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。		
(訪問リハビリテーション計画の作成)		
第八十六条 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的な指定訪問リハビリテーションの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画（以下この条において「訪問リハビリテーション計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。		
2 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該訪問リハビリテーション計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。		
3 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用		

<p>用者に交付しなければならない。</p> <p>4 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第百三十六条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第百四十二条第一項から第三項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>		<p>業所の医師がやむを得ず診療できない場合には、別の医療機関の医師から情報の提供を受けて、当該情報を根拠に訪問リハビリテーション計画を作成しても差し支えないものとすること。</p> <p>③ 訪問リハビリテーション計画の目標や内容等について、利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行う。</p> <p>④ 訪問リハビリテーション計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、訪問リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとすること。</p> <p>⑤ 訪問リハビリテーション計画は医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該訪問リハビリテーション計画書を利用者に交付しなければならない。</p> <p>なお、交付した訪問リハビリテーション計画書は、居宅条例第八十七条第二項の規定に基づき、二年間保存しなければならない。</p> <p>⑥ 指定訪問リハビリテーション事業者が、指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、指定訪問リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、居宅条例第百四十二条第一項から第三項までの基準を満たすことによって、居宅条例第八十六条第一項から第三項までの基準を満たしているとみなすことができることとしたものであること。</p> <p>当該計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえた上で、共通目標を設定すること。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を一つの計画として分かりやすく記載するよう留意すること。</p> <p>⑦ 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションにおいて整合性のとれた</p>
--	--	---

<p>(記録の整備)</p> <p>第八十七条 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から二年間保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 訪問リハビリテーション計画 二 次条において準用する第二十三条第二項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録 三 次条において準用する第三十条に規定する区市町村への通知に係る記録 四 次条において準用する第三十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五 次条において準用する第三十九条第一項に規定する事故の状況及び処置についての記録 <p>(準用)</p> <p>第八十八条 第十一条から第十七条まで、第十九条から第二十三条まで、第二十五条、第三十条、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条から第四十条まで、第五十一条及び第六十九条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第十一条、第十一条の二第二項及び第十二条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第十七条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十二条、第三十二条第一項及び第三十三条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。</p>	<p>計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、居宅条例第八十五条第三号に規定する診療記録を一括して管理しても差し支えないものであること。</p> <p>⑧ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問リハビリテーション事業者については、第三の一の3の(20)の⑥を準用する。この場合において、「訪問介護計画」とあるのは「訪問リハビリテーション計画」と読み替える。</p> <p>(4) 記録の整備</p> <p>居宅条例第八十七条第二項は、指定訪問リハビリテーション事業者が同項各号に規定する記録を整備し、二年間保存しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。</p> <p>居宅条例第八十七条第二項の指定訪問リハビリテーションの提供に関する記録には診療記録が含まれるものであること。</p> <p>(5) 準用</p> <p>居宅条例第八十八条の規定により、居宅条例第十一条から第十七条まで、第十九条から第二十三条まで、第二十五条、第三十条、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条から第四十条まで、第五十一条及び第六十九条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用されるものであるため、第三の一の3の(6)から(16)まで((8)の第三者評価の実施状況に係る規定を除く。)、(18)、(21)、(23)から(25)及び(27)から(32)まで並びに第三の二の3の(1)を参照されたいこと。この場合において、次の点に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 居宅条例第十七条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えられること。 ② 準用される居宅条例第十一条については、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、指定訪問リハビリテーションに従事する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を明確にするとともに、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にすること。なお、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、労働者派遣法に規定する派遣労働者（紹介予定派遣に係る者を除く。）であってはならないものであること。
---	--

<p>第十四章 雜則 (電磁的記録等)</p> <p>第二百七十六条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十五条第一項（第四十一条の三、第四十六条、第五十八条、第六十二条、第七十八条、第八十八条、第九十七条、第百十二条、第百十四条、第百三十四条、第百四十五条、第百六十七条（第百八十条において準用する場合を含む。）、第百八十条の三、第百八十七条、第二百三条（第二百十五条において準用する場合を含む。）、第二百三十六条、第二百四十七条、第二百六十二条、第二百六十四条及び第二百七十五条において準用する場合を含む。）、第二百二十四条第一項（第二百四十七条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>		<p>第五 雜則</p> <p>1 電磁的記録について</p> <p>居宅条例第二百七十六条第一項及び予防条例第二百六十六条第一項は、指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るために、事業者等は、この条例で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うこととしたものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をスキヤナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 (3) その他、居宅条例第二百七十六条第一項及び予防条例第二百六十六条第一項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。 (4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 <p>2 電磁的方法について</p> <p>居宅条例第二百七十六条第二項及び予防条例第二百六十六条第二項は、利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 電磁的方法による交付は、居宅条例第十二条第二項から第四項まで及び予防条例第五十二条の三第二項から第四項までの規定に準じた方法によること。 (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和二年六月十九日内閣府・法
--	--	--

<p>(委任)</p> <p>第二百七十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成十二年四月一日前から存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十条による改正前の老人福祉法（以下この項において「旧老人福祉法」という。）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。）の用に専ら供する施設又は老人短期入所施設（旧老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設をいう。）（いずれの施設においても基本的な設備が完成されているものを含み、同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第百五十条第四項の規定は適用しない。</p> <p>3 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、同条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とし</p>	<p>務省・経済産業省）」を参考にすること。</p> <p>(3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A（令和二年六月十九日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p> <p>(4) その他、居宅条例第二百七十六条第二項及び予防条例第二百六十六条第二項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、居宅条例若しくは予防条例又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>(5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>
<p>別表一</p> <p>別表二</p> <p>別表三</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成十二年四月一日前から存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十条の規定による改正前の老人福祉法（以下この項において「旧老人福祉法」という。）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。次項において同じ。）の用に専ら供する施設又は老人短期入所施設（旧老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設をいう。次項において同じ。）（いずれの施設においても基本的な設備が完成されているものを含み、同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第三十三条第五項第一号イ及びロ並びに同項第二号（ただし書を除く。）の規定は適用しない。</p> <p>3 平成十二年四月一日前から存する老人短期入所事業の用に専ら供する施設若しくは老人短期入所施設（いずれの施設においても基本的な設備が完成されているものを含み、同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）又は老人短期入所事業に相当する事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設に相当する施設（いずれの施設においても同日以降に増築され、又は</p>	<p>附 則</p> <p>この要領は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（二六福保高介第七六三号）</p> <p>この要領は、平成二十六年九月十二日から施行する。</p> <p>附 則（二六福保高介第一七八八号）</p> <p>この要領は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>ただし、第三の一の3の(2)②「利用料その他費用の額」における「二割負担」の規定、(14)「利用料等の受領」①における「二割」及び「八割」の規定、4の(5)「運営に関する基準」における「一〇〇分の八〇」の規定、第三の二の4の(4)「運営に関する基準」における「一〇〇分の八〇」の規定、第三の六の4の(3)「運営に関する基準」における「一〇〇分の八〇」の規定、第三の八の5の(4)「運営に関する基準」における「一〇〇分の八〇」の規定、第三の一の3の(1)①「指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額」における「二割負担」の規定、4の(2)「準用」における「一〇〇分の八〇」の規定は、平成二十七年八月一日から適用する。</p> <p>附 則（二七福保高介第一七八八号）</p> <p>この要領は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（三〇福保高介第五九号）</p>

なければならない。	全面的に改築された部分を除く。) であって、基準該当短期入所生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、第四十六条第一項第一号イ及びロ並びに同項第二号（ただし書を除く。）の規定は適用しない。	この要領は、平成三十年四月一日から施行する。 附 則（三〇福保高介第九七〇号）
4 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第六条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、利用者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。	4 第四十八条の規定にかかわらず、当分の間、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第三十五条第三項の規定の適用を受ける老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員の員数は、常勤換算方法で、当該老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数（以下「老人性認知症疾患療養病棟入院患者数」という。）が四又はその端数を増すごとに一以上とする。ただし、そのうち、老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を四で除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を五で除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。	この要領は、平成三十一年四月一日から施行する。 附 則（三福保高介第一二八号）
5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十一条の規定の適用を受けるものについては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならぬ。	5 第四十九条の規定にかかわらず、当分の間、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第三十六条の規定の適用を受ける老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、入院患者一人につき六・〇平方メートルとする。	この要領は、令和三年四月一日から施行する。
6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十二条の規定の適用を受けるものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によらなければならない。 一 食堂は、内法による測定で、療養病床における利用者一人につき一平方メートル以上の床面積を有すること。 二 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。	6 平成十五年四月一日前から法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（同日以降に増築され、又は改築された部分を除く。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第二十八号）による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第九章第五節（第百四十条の四第六項第一号ロ（2）を除く。）に規定する基準を満たすものにおける第三十八条第五項第一号イ（2）の規定の適用については、同規定中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員（条例第百七十条第四項第二号に規定する利用定員をいう。次項及び第四十二条において同じ。）を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。	
7 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、同条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。	7 介護保険法の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第十条第一項の規定により指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う指定特定施設の介護居室であって、平成十八年四月一日に現に定員四人以下であるものについては、第五十八条第二項第一号イ及び第六十二条第二項第一号イの規定は適用しない。	
8 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第七条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、利用者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。	8 平成十八年四月一日前から存する養護老人ホームである指定特定施設（同日において建築中のものを含む。）については、第六十二条第二項第一	
9 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十四条の規定の適用を受けるものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によらなければならない。 一 食堂は、内法による測定で、療養病床における利用者一人につき一平方メートル以上の床面積を有すること。 二 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。		
10 平成十一年四月一日前から存する有料老人ホ		

<p>ームであって、次のいずれにも該当するものとして別に厚生労働大臣が定めるものにあっては、第二百十九条第三項又は第二百四十二条第三項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができる。</p> <p>一 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。）又は軽費老人ホーム（同法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。附則第十四項において同じ。）（以下「養護老人ホーム等」という。）を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。</p> <p>二 入所定員が五十人未満であること。</p> <p>三 入所者から支払を受ける家賃並びに管理費及び運営費の合計額（以下「家賃等」という。）が比較的低廉であること。</p> <p>四 入所者から利用料、第二百二十六条第三項に規定する規則で定める費用及び家賃等以外の金品（一定期間の経過後又は退所時に全額返還することを条件として入所時に支払を受ける金錢を除く。）の支払を受けないこと。</p> <p>11 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第八条の規定の適用を受ける病院内の病室に隣接する廊下（平成十三年医療法施行規則等改正省令第十二条の規定による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）附則第九条の規定の適用を受ける場合を除く。）の幅は、内法による測定で一・二メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で一・六メートルとしなければならない。</p> <p>12 平成十五年四月一日前から存する指定短期入所生活介護事業所（同日以降に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、指定短期入所生活介護事業所であってユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなす。ただし、当該指定短期入所生活介護事業所が、第九章第二節及び第五節に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。</p> <p>13 平成十七年十月一日前から存する指定短期入所療養介護事業所（同日以降に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、指定短期入所療養介護事業所であってユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものとみなす。ただし、当該指定短期入所療養介護事業所が、第十章第二節及び第五節に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。</p> <p>14 療養病床その他の病床で規則で定めるもの（以下「療養病床等」という。）を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第十六項において同じ。）を行つ</p>	<p>号イの規定は適用しない。</p> <p>9 平成十八年四月一日前から存する養護老人ホームである指定特定施設については、平成十九年三月三十一日までの間に第六十二条第二項第一号ホに規定する非常通報装置若しくはこれに代わる設備又は同項第三号に規定する非常用設備を設置する旨の計画が策定されている場合は、同項第一号ホ及び同項第三号の規定は、当分の間、適用しない。</p> <p>10 条例附則第十四項に規定する規則で定めるその他の病床は、医療法第七条第二項に規定する療養病床若しくは一般病床又は老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等一部改正法附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。）の病床とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和三年規則第七十号）</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 施行日以降、当分の間、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和三年東京都条例第二十四号）による改正後の東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十一号）第一百七十条第四項第二号の規定に基づき利用定員が十二人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業者は、この規則による改正後の東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第三十一条第一項第三号及び第四十条の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。</p>	
--	---	--

<p>て指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、第二百七十七条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。</p> <p>二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当事数</p> <p>15 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、第二百三十九条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当事数とする。</p> <p>16 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用するにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第二百十九条及び第二百四十一条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p> <p>附 則（平成二十五年条例第七十一号） この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二十六年条例第五十四号） この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二十六年条例第百六十四号） この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二十七年条例第八十一号） この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二十八年条例第七十二号） この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成三十年条例第五十五号） 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二百五十五条第一号の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。</p>		
---	--	--

<p>2 この条例の施行の際、現に介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われるこの条例による改正前の東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第八十九条に規定する指定居宅療養管理指導（以下この項において単に「指定居宅療養管理指導」という。）のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行う指定居宅療養管理指導については、旧条例第八十九条から第九十一条まで及び第九十五条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。</p> <p>附 則（令和三年条例第二十四号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第三項及び第三十九条の二（新条例第四十一条の三、第四十六条、第五十八条、第六十二条、第七十八条、第八十八条、第九十七条、第百十二条、第百十四条、第百三十四条、第百四十五条、第百六十七条（新条例第百八十条において準用する場合を含む。）、第百八十条の三、第百八十七条、第二百三条（新条例第二百十五条において準用する場合を含む。）、第二百三十六条、第二百四十七条、第二百六十二条、第二百六十四条及び第二百七十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、新条例第九条（新条例第四十一条の三及び第四十六条において準用する場合を含む。）、第五十二条（新条例第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十七条、第八十二条、第九十二条、第百二条（新条例第百十四条及び第百三十四条において準用する場合を含む。）、第百三十九条、第百五十一条（新条例第百八十条の三及び第百八十七条において準用する場合を含む。）、第百七十二条、第百九十五条、第二百七条、第二百二十一条、第二百四十二条及び第二百五十二条（新条例第二百六十四条及び第二百七十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。</p> <p>3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第十一条の二（新条例第四十一条の三、第四十六条、第五十八条、第六十二条、第七十八条、第八十八条、第九十七条、第百十二条、第百十四</p>	
---	--

<p>条、第百三十四条、第百四十五条、第百六十七条（新条例第百八十条において準用する場合を含む。）、第百八十条の三、第百八十七条、第二百三条（新条例第二百十五条において準用する場合を含む。）、第二百三十六条、第二百四十七条、第二百六十二条、第二百六十四条及び第二百七十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第十一条の二第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</p> <p>4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第三十二条第三項（新条例第四十一条の三、第四十六条、第五十八条、第六十二条、第七十八条、第八十八条、第九十七条及び第二百七十五条において準用する場合を含む。）、第百九条第二項（新条例第百十四条、第百三十四条、第百六十七条（新条例第百八十条において準用する場合を含む。）、第百八十条の三、第百八十七条、第二百三十六条及び第二百四十七条において準用する場合を含む。）、第百四十三条第二項（新条例第二百三条（新条例第二百十五条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第二百五十九条第六項（新条例第二百六十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。</p> <p>5 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第五十二条の二第三項（新条例第六十二条において準用する場合を含む。）、第百三条第三項（新条例第百十四条、第百三十四条、第百四十五条、第百六十七条、第百八十条の三、第百八十七条及び第二百三条において準用する場合を含む。）、第百七十三条第四項、第二百八条第四項及び第二百三十一条第四項（新条例第二百四十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。</p> <p>6 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室については、この条例による改正前の東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第百七十条第四項第四号の規定は、施行日以後もなおその効力を有する。</p>		
--	--	--